

相続手続のご案内



この度は御親族のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。この冊子は、当組合とお取引いただいているお客様がお亡くなりになり、その預金等を相続人さまにお支払するための手続について説明しております。

ご不明な点につきましては、取引店へお問い合わせください。

□ お手続きの流れ

お手続きの申出

- 亡くなられた方（被相続人さま）のお取引店にお申出ください。

 [店舗一覧はこちら](#)



- 相続関係書類一式をお渡しいたします。
- お申出により、亡くなられたお客様（被相続人さま）の預金は、相続手続きが完了するまで、お引出・ご入金などのお手続きは出来なくなりますので、あらかじめご了承ください。
(下記の「相続のお手続きが完了するまでのお取引について」を参照願います)

必要書類のご準備

- お取引の内容、相続方法に応じ、ご準備いただく書類が異なります。「必要書類について」および「相続関係届出書」の一般のご記入要領等を参照いただき、ご不明な点は取引店にご照会ください。

書類のご提出

- ご準備いただいた書類は、当組合所定の相続関係届出書とともに取引店にご提出ください。

相続預金のお支払い等

- 預金の払戻し等は、ご提出いただいた書類を確認させていただいた後となります。
- お手続きに日数がかかる場合もございますので、予めご了承ください。

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

1. ご留意事項

相続手続きが完了するまで、ご預金等のお引出し、ご入金については、お取り扱いができなくなります。

- (1) 口座振替のご契約がある場合、口座振替も停止となります。
 - ・口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなります。
- (2) 振込でのご入金については、原則、入金のお取り扱いができなくなります。
 - ・家賃などの継続的な振込入金がある場合は、お受取の口座を変更していただく必要がございます。

2. 残高証明書の発行が必要な場合のお取り扱い（窓口にお申出ください）。

- (1) 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等相続権利者の、いずれかお一人のご依頼により発行いたします。
 - ・被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等
 - ・相続人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる戸籍謄本・審判書等
 - ・相続人、遺言執行者、相続財産管理人の印鑑証明書
 - ・ご来店される方のご実印

上記の書類をご持参ください。

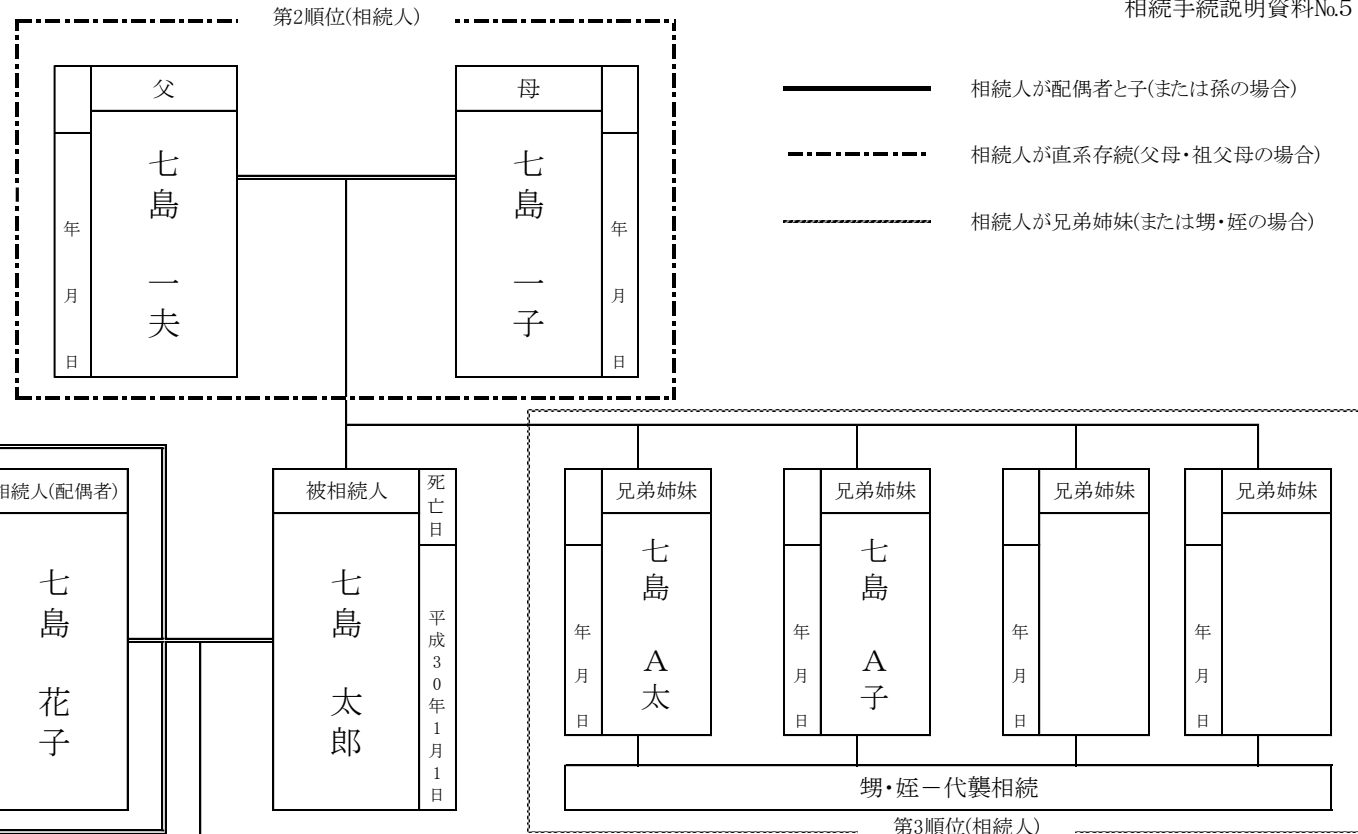
- ・別途「残高証明依頼書」に、ご相続人様であれば

被相続人	<u>七 島 太郎</u> <small>(ご預金者 名)</small>
相続人	<u>七 島 桃子</u> <small>(ご依頼人 名)</small>

とご記入の上ご依頼人様の実印をご捺印

□ 相続人の範囲

「相続人特定参考図」



第1順位(相続人)

出生日	相続人
平成2年1月1日	七島 一郎
平成3年1月1日	七島 二郎
平成4年1月1日	七島 三郎
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

孫・代襲相続

- ・配偶者は常に相続人になります
- ・第1順位(子供)
- ・第2順位(父母、祖父母)
- ・第3順位(兄弟姉妹)
- * 第1順位と第3順位には代襲相続の制度があります。

□ 必要書類について

ご相続に関してご用意いただく書類

No	お手続きに必要な書類 必須書類「◎」、以外の手続「△」		ご説明事項	発行先	確認欄
1	◎	相続関係届出書	ご相続人全員の方の自署、ご実印でのお手続きをなします。 ※ご記入方法は別紙記入例を参照してください。	当組合	
2	◎	亡くなられた方の戸籍謄本	①お生まれの時から、お亡くなりになった時まで 連続する戸籍謄本を全てご用意願います。 ※ご相続人となる方を特定するため必要となります。 ※戸籍謄本の原本はコピー後代表相続人の方へご返却致します。	本籍所在の市区町村役場	
3	◎	相続人の戸籍謄本	①相続人全員の方の現在の戸籍謄本をご用意ください。 ※お亡くなりになられた方の、死亡日以降に発行された謄本をご用意ください。	現住所の市区町村役場	
4	◎	相続人の印鑑証明書 ※発行日6ヵ月以内有効	①ご相続人全員(相続関係届書へご署名・ご捺印される方)の方の印鑑証明書が 各1通ずつ必要となります。 ②海外に居住している方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要となります。	現在住所の市区町村役場	
5	◎	・預金の場合 預金通帳・証書 ・CD カード ・貸金庫の場合 鍵・カード ・カードローン カードローンカード	①お亡くなりになった方が生前お取引していただいていた通帳・証書・カード等が必要となります。 ※但し、喪失された場合は、喪失届を提出が必要となります。 (相続関係届書に記載) ②次のお取引がある場合は、別途届出が必要です。 ※別途お届出が必要な取引 (マル優 ・貸金庫)	当組合	
6	◎	ご相続人のご実印・お取引印	預金等の現金よる払戻はご実印、名義書替をされる場合は引き継がれる方のお取引印が必要となります。	当組合	
7	△	お振込用紙	別紙、相続手続説明資料 No4 を参照ください。	当組合	
8	△	遺言書など ①遺言書がある場合はご提出ください。	①遺言書、遺言検認調書謄本 ※公正証書遺言の場合は、検認手続きは不要です。 ②遺言執行者選任審判書 ※遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。	検認手続きは家庭裁判所	
9	△	遺産分割協議書 ①遺産分割協議書がある場合は、ご提出ください。	ご相続人全員のご実印で押印されている遺産分割協議書 ※相続人全員の印鑑証明書添付が必要となります。	ご相続人	
10	△	調停調書・審判書 ①遺産分割調停または審判があった場合は、ご提出ください。	家庭裁判所の調停または審判による手続きについて ①調停調書正本または謄本 ②審判書正本または謄本および審判確定証明書 ※相続人に未成年者がいて遺産分割協議をする場合は特別代理人の選任が必要となります。	家庭裁判所	

□ 戸籍謄本について

△被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本について

●相続人様を確認するためには、被相続人さま（亡くなられた方）がお生まれになったときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要になります。

※戸籍改製の際、改製後の戸籍謄本にはすべての事項が移されるわけではなく、婚姻で除籍された子等は移されません。そのため、被相続人さま（亡くなられた方）の相続人さまの確認のために改製原戸籍等を提出していただきます。

△相続人さまの戸籍謄本について

●被相続人さま（亡くなられた方）の、死亡日以降に発行された謄本をご用意ください。

□ 印鑑登録証明書について

●発行後、6ヶ月以内の印鑑登録証明書をご準備ください。ご相続人全員(相続関係届書へご署名・ご捺印される方)の方の印鑑証明書が各1通ずつ必要となります。

●海外に居住している方は、大使館、領事館で発行する「サイン証明書」が必要となります。

□ 相続関係届出書について

相続手続届出書は次ページの「相続手続届出書記入要領」を参考のうえ、ご記入ください。

●相続手続届出書は原則として、相続人さま全員が署名し、実印を押印してください。

●署名の際は、印鑑登録証明書と同一の字体で署名をお願いします。また、住所は印鑑登録証明書記載の住所をご記入ください。

□ 「相続関係届出書」の一般のご記入要領

【1】 上部中央の年月日・・・書類を窓口へご提出いただく日をご記入ください。

【2】 被相続人欄・・・亡くなられた方のお名前、死亡日をご記入ください。

(戸籍謄本のお名前)

【3】 相続関係者欄・・・枠内に付記してある留意事項をご参照ください。

必ずご本人が自署願います。

【4】 『1. 相続預金の表示・取扱内容・取扱日』欄

【預 金 内 容】

(1) 「預金種目・口座番号・取扱番号」欄

- ・普通預金・定期預金等、預金の種目と口座番号・取扱番号をご記入ください。
- ・総合口座に定期預金がある場合は「普通預金」、「定期預金」に分けてご記入ください。
- ・定期預金（通帳式）で数口ある場合は、まとめてご記入ください。
(相続される方が2人以上になる場合は、別途ご説明いたしますのでご照会ください)

(2) 「預金額」欄

- ・相続関係届出書ご提出日の預金額をご記入ください。
普通預金・貯蓄預金等、入出金が自由にできる預金については通帳に未記入のままの取引があることもありますので当組合(取引店舗)にお問い合わせのうえご確認後ご記入ください。(ATMでも通帳記帳が可能です)

【取 扱 内 容】

(1) 「払戻・名義書替区分」欄

- ・ご希望の項目を○で囲んでください。
- A. 「払戻－口座入金」・・・①七島信用組合にお取引のある口座にご入金の場合、入金する通帳も一緒に窓口へご持参ください。(通帳があれば、他の支店へも入金ができます)。
②七島信用組合へ入金の場合でも通帳のご提出が出来ない場合は振込扱いとなります。
- B. 「払戻－振込」
 - ・ご指定の金融機関・支店の口座へお振込させていただきます。
- C. 「払戻－現金支払」・・・現金支払いの場合、5万円以上は金額に応じた収入印紙が必要となります。
- D. 「名義書替」・・・相続人の方に名義を変更する場合
- E. 「残高0の口座」・・・相続口座の取扱方法をご記入ください。

(2) 【払戻または名義書替を受ける者（払戻時入金指定口座）】欄

- A. 「払戻－入金」・・・払戻等を受ける方のお名前（相続される方のお名前と入金希望の口座番号をご記入ください。
- B. 「払戻－振込」・・・ } 払戻等を受ける方のお名前（相続される方のお名前)
- C. 「払戻－現金支払」・・・ } をご記入ください。
- D. 「名義書替」・・・名義変更(相続される方のお名前)を受ける方のお名前をご記入ください。

(3) 【取扱日】欄

- ・ご記入は不要です。

(4) 【払戻印】欄

- ・払戻の場合：払戻等(相続される方)をうける者の実印を押捺ください。なお、名義書換の場合は新たに印鑑票の提出が必要となります。

(5) 【振込依頼書のご提出について】

- ・振込扱いでお受取いただく場合は、「振込依頼書」のご提出が必要です。
- 記入方法については、振込依頼書記入方法（見本）をご参照ください。

【5】『4. 喪失』欄

- ・通帳・証書・カード等が喪失されている場合に、ご記入・捺印（実印）ください。

【ご留意事項】

- ① 記入内容等に相違がありますと相続関係者全員の実印での訂正が必要となりますので、ご記入相違がないようご留意願います。
- ② 相続関係届出書の被相続人欄および相続関係者欄にお名前をご記入いただく際は、戸籍謄本と同一の字体でご記入をお願いいたします。
略字や戸籍謄本と異なる字体を記入された場合は、相続関係者全員の実印での訂正が必要となります。
- ③ 相続関係届書を取引店ごとにご用意いただくようお願いいたします。

書類が揃いましたら七島信用組合窓口までご提出ください。

相続関係届書のご記入方法

相続関係届書

提出日をご記入下さい。

【1】 年 月 日

七島信用組合 御中

死亡日をご記入してください。

【2】

被相続人	平成 年 月 日 死亡
	おなまえ 亡くなられた方のおなまえをご記入してください。

現住所と印鑑証明の住所が異なる場合は住民票が必要となります。

【3】

相続関係届書 （自署・捺印いただきますようお願いいたします）	（代表相続人） おとこ 現住所をご記入してください。	（相続人） おとこ 現住所をご記入してください。
	おなまえ 相続人様のご自署記入となります。	おなまえ 相続人様のご自署記入となります。
	（代表相続人） おとこ 現住所をご記入してください。	（相続人） おとこ 同上
	おなまえ 相続人様のご自署記入となります。	おなまえ 同上

過日死亡いたしました上記被相続人の貴組合との取引における相続手続については、下記のとおりお取扱ください。この届書にもとづき下記お取扱いのうえは、後日、万一紛議が生じても上記の相続関係者において連帯してその責に任じ、貴組合にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

1. 相続の表示・取扱内容・取扱日

【4】

取引種目	預金内容		取扱内容			
	口座番号 取扱番号	預金額 (円)	払戻・名義書替 区分	払戻または名義書替をうける者 (払戻時入金指定口座)	取扱日	払戻印
A 普通預金	12345	1 0 0 0 0 0 0	払戻 { 口座入金 現金支払 名義書替・振込 }	相続人名		相続人実印
B 定期預金	12346	2 0 0 0 0 0 0	払戻 { 口座入金 現金支払 名義書替・振込 }	相続人名		相続人実印
C 定期預金	12347	3 0 0 0 0 0 0	払戻 { 口座入金 現金支払 名義書替・振込 }	相続人名		相続人実印
D 定期預金	12348	4 0 0 0 0 0 0	払戻 { 口座入金 現金支払 名義書替・振込 }	相続人名		相続人実印
E 普通預金	12349	0	払戻 { 口座入金 現金支払 名義書替・振込 }	相続人名		相続人実印

● 上記相続預金の払戻しにあたって、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書の提出は致しませんので、貴組合所定の方法でお取扱ください。

2. 出資証券の表示・取扱内容・取扱日 ※東京都にご住所を有する方にご相続をお願いします。

出資証券内容				取扱内容		
証券発行日	証券番号	口数	額面金額 (円)	相続人	取扱日	実印
昭・平		口数	出資金額	出資金をご相続される方の氏名をご記入ください。		相続人実印
昭・平		口数				

● 組合員資格の無い方が相続人の場合は、法定脱退の手続を取りますので、次回の総代会まで時間の掛かることをご了承ください。

3. 相続貸金庫の表示・取扱内容・取扱日

貸金庫取引番号	取扱内容	解約日	実印
貸金庫取引番号を ご記入してください。	ご相続人〇〇 〇〇 が相続関係者を代表して貸金庫取引を解約し、ご相続人〇〇 〇〇 立会のうえ貸金庫を開庫し、格納物を出庫します。鍵 正副 個又はセーフティカード 枚返却します。 (カード式金庫でない店舗はセーフティカードは不要)		相続人実印

4. 喪失

取引種目	口座番号	物件名	名義	残高 (円)	実印
出資金	54321	通帳・CDカード 証券・出資証券	被相続人名	5 0 0 0 0	相続人実印
普通預金	12345	通帳・CDカード 証券・出資証券	被相続人名		
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			
		通帳・CDカード 証券・出資証券			

● 上記の物件は喪失のため提出できませんので、貴組合所定の方法でお取扱ください。なお、後日上記物件が発見された場合には私の責任において廃棄するものとし、本取扱いについて貴組合にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

5. 添付物件 (該当するものに○印をつけてください。なお、あらかじめ○印のついているものは必ずご提出ください。)

- 戸籍簿(抄)本、除籍簿本、改製原戸籍簿本
 - 遺産分割協議書正本
 - 印鑑証明書 (署名捺印者全員)
 - 遺産分割調停書謄本または審判書謄本・審判確定証明書
 - 預金の場合 預金通帳 (または証券)、キャッシュカード
 - 出資証券の場合 出資証券
 - 貸金庫の場合 貸金庫鍵 (または貸金庫カード)
- [遺言がある場合は、上記のほかに次のものをご提出ください。]
- 遺言書、遺言書検認調査書謄本 (公正証書遺言の場合は不要)
 - 遺言執行者の指定または選任を証する書面 (遺言執行者選任審判書謄本など)

【ご注意】

- 戸籍簿(抄)本、除籍簿本は相続人全員を確定できる範囲でご提出ください。
- 遺産分割が既に済んでいる場合は、それを証する書面(印鑑証明書添付の遺産分割協議書など)をご提出ください。
- 遺言の有無を必ず確認し、遺言がある場合は関係書類を添付して下さい。

組合使用欄

店長印	検印	記帳	照合	貸金庫鍵	確認	遺言確認	受付
-----	----	----	----	------	----	------	----

年 月 日
⑥

振込依頼書(入金票)

フリガナお振込先		フリガナ	店		金額	振込指定 (○でおかこみください。)		手数料	⑧																			
①		信組銀行 信金	①		⑦	文書	電信		千	円																		
受取人	預金種目 ②	普通・当座・貯蓄		口座番号 ③		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">金種内訳</td> <td rowspan="4">検印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(フリガナ)</td> <td rowspan="2">精査</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(おなまえ)</td> <td rowspan="2">記帳</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td rowspan="2">受付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(おところ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">おでんわ()</td> <td></td> </tr> </table>					金種内訳		検印	(フリガナ)		精査	(おなまえ)		記帳	④		受付	(おところ)			おでんわ()		
	金種内訳		検印																									
(フリガナ)		精査																										
(おなまえ)				記帳																								
④		受付																										
(おところ)																												
おでんわ()																												
ご依頼人	(おなまえ)					七島信用組合																						
	⑤																											
(おところ)		おでんわ()																										
おでんわ()																												

○ 記入方法

①相続人様のお受け取りになる金融機関名・支店名をご記入してください。

<p>信組 例・・ ○○銀行 ××支店 信金</p>

②代表相続人様の指定する預金口座の預金種目に○を記入してください。

<p>例・・ ○普通・当座・貯蓄</p>

③相続人様の預金の口座番号をご記入してください。

④相続人様(お受取人欄)のおなまえ・おところ・フリガナ・お電話番号をご記入してください。

⑤相続人様(ご依頼人欄)のおなまえ・おところ・フリガナ・お電話番号をご記入してください。

⑥相続手続き日が特定できないため、日付欄は記入しないでください。

⑦解約利息が特定できないため、金額欄は記入しないでください。

⑧振込金額により振込手数料が異なるため、振込手数料欄は記入しないでください。

※振込手数料は相続預金から差引かせていただきますのでご了承ください。